

新宿区みどり土木部工事情報共有システム（ASP方式）試行運用要領

（趣旨）

第1条 本要領は、新宿区みどり土木部が発注する工事等において、ASP方式（工事情報共有システムの提供者が、当該工事情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。）の工事情報共有システムを利用するにあたり必要な事項を定めたものである。

（定義）

第2条 本要領における用語を以下の各号のとおり定める。

(1) 「工事情報共有システム（ASP方式）」

発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 受注者

発注者と情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任技術者等の関係者も情報の共有が可能である。

(3) 発注者

受注者と情報を相互に交換する立場にある監督職員を主に指す。なお、検査職員及び工事主管課の関係者も各種情報の共有が可能である。

（対象）

第3条 工事情報共有システム（ASP方式）の利用対象は、原則として、新宿区みどり土木部の発注する土木工事等のうち、新宿区が工事特記仕様書で指定した工事とする。ただし、当該工事以外の工事等においても、受注者が工事情報共有システム（ASP方式）の利用を希望する場合には受注者及び発注者の間で協議して工事情報共有システム（ASP方式）の利用を決定する。

（利用システム）

第4条 工事情報共有システム（ASP方式）は、国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすもの（国土交通省Webページ「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」参照）の仕様を満たすものとする

2 システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。

(積算の取扱い)

第5条 工事情報共有システム（ASP方式）の利用に係る登録料及び使用料は、東京都建設局「積算基準」のとおり取り扱うものとする。

(電子納品に係る運用)

第6条 工事情報共有システム（ASP方式）を利用した電子納品に係る運用については、発注者と協議するものとする。検査等の都合により書面での提出を求められた場合、受注者は必要書類を書面で提出すること

(その他)

第7条 本要領に定めがない事項に関しては、受注者及び発注者の間の協議により定めるものとする。

附則

本要領は、令和8年6月25日より施行する。